

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

# 計画の指標と進行管理

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。





## 7-1 計画の指標

立地適正化計画の効果を検証するため、都市機能誘導、居住誘導、公共交通、防災、財政に関わる評価指標を定めます。

立地適正化計画は、20年後を見据えた10年間の計画であるため、評価指標の目標値は本計画の目標年度である2034(令和16)年度と、それから10年後の2044(令和26)年度に定めます。

さらに、立地適正化計画はおおむね5年ごとに必要に応じて見直すこととなっており、見直しの際の達成状況の評価に必要となるため、5年後の2029(令和11)年度についても目標値を定めます。

## (1) 都市機能誘導に関する指標

都市機能誘導区域内に現在立地する誘導施設は存続させるという考え方に加えて、誘導施策等の推進により、区域内に立地している誘導施設の増加を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
誘導施設の増加数	—	0施設/5年	1施設/5年	1施設/10年
誘導施設の休廃止の届出件数	—	0件/5年	0件/5年	0件/10年

## (2) 居住誘導に関する指標

誘導施策等の推進により居住誘導区域内の人口密度について、三木市創生計画で掲げる人口目標値の達成に資する目標値を設定するとともに、居住環境の改善に向けて空き家の増加率を抑制させ、本市の住みやすさの向上に努めます。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
人口密度	59.5人/ha	55.0人/haを上回る値	52.3人/haを上回る値	47.1人/haを上回る値
本市の住みやすさの回答割合	84.5%	84.5%を上回る値	令和11年度を上回る値	令和16年度を上回る値
空き家の増加率	—	6.0%/5年	6.0%/5年	12.0%/10年

※基準値：人口密度は令和2年、本市の住みやすさの回答割合は令和5年

## (3) 公共交通に関する指標

市民の多くは自家用車での移動に依存しています。人口減少に伴って公共交通の利用者の減少も予想されます。さらに高齢化が進む中で、交通弱者に対する交通手段の維持や外出機会を創出するため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
市内乗生線各駅利用者数	—	319万人以上	319万人以上	319万人以上
バス1便あたり利用者数	—	12.85人以上	12.85人以上	12.85人以上
公共交通の満足度の回答割合	19.1%	19.1%を上回る値	令和11年度を上回る値	令和16年度を上回る値

※基準値：公共交通の満足度の回答割合は令和5年

## (4) 防災に関する指標

激甚化・頻発化する自然災害に対して、防災まちづくりに資する取組を積極的に推進することで、市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和 11 年度	令和 16 年度	令和 26 年度
防災に関する取組の満足度の回答割合	38.4%	38.4%を上回る値	令和 11 年度を上回る値	令和 16 年度を上回る値
自宅周辺のリスクや避難所把握の回答割合	52.8%	52.8%を上回る値	令和 11 年度を上回る値	令和 16 年度を上回る値

※基準値：防災に関する取組の満足度の回答割合及び自宅周辺のリスクや避難所把握の回答割合は令和 5 年

## (5) 財政に関する指標

公共建築物の将来更新等費用の不足額を解消するため、公共施設の再編・複合化による施設の延床面積の縮減を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和 11 年度	令和 16 年度	令和 26 年度
公共建築物の総延床面積	—	29.7 万㎡	28.3 万㎡	25.5 万㎡

7

2

## 進行管理

本計画は、20 年後の 2044 年（令和 26）年度を目標とする長期的な計画であり、社会情勢の変化や誘導施策の進捗状況等に応じて、計画の見直しが必要となります。

そのため、おおむね 5 年毎に以下に示す Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の PDCA サイクルの考え方にに基づき、評価指標の目標値や誘導施策の進捗状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行います。



図 7-1 PDCA サイクル

# 7-3

## 届出制度

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅や誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、市への届出が義務づけられることとなります。

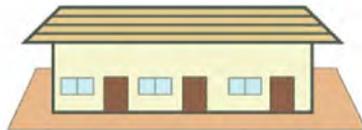
都市機能誘導区域内に既に立地のある誘導施設を休止又は廃止しようとする場合においても、届出が義務づけられます。

なお、本市独自で設定した日常サービス誘導区域における届出義務は発生しません。

また、区域外での建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。

居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為 (都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)	○開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>● 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のもの</li> </ul>
	○建築行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>● 建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合</li> </ul>

【3 戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】

都市機能誘導区域外で届出が必要となる建築行為・開発行為 (都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)	○開発行為	● 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
	○建築行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>● 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>● 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>
都市機能誘導区域内で届出が必要となる建築行為・開発行為 (都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)	● 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	

